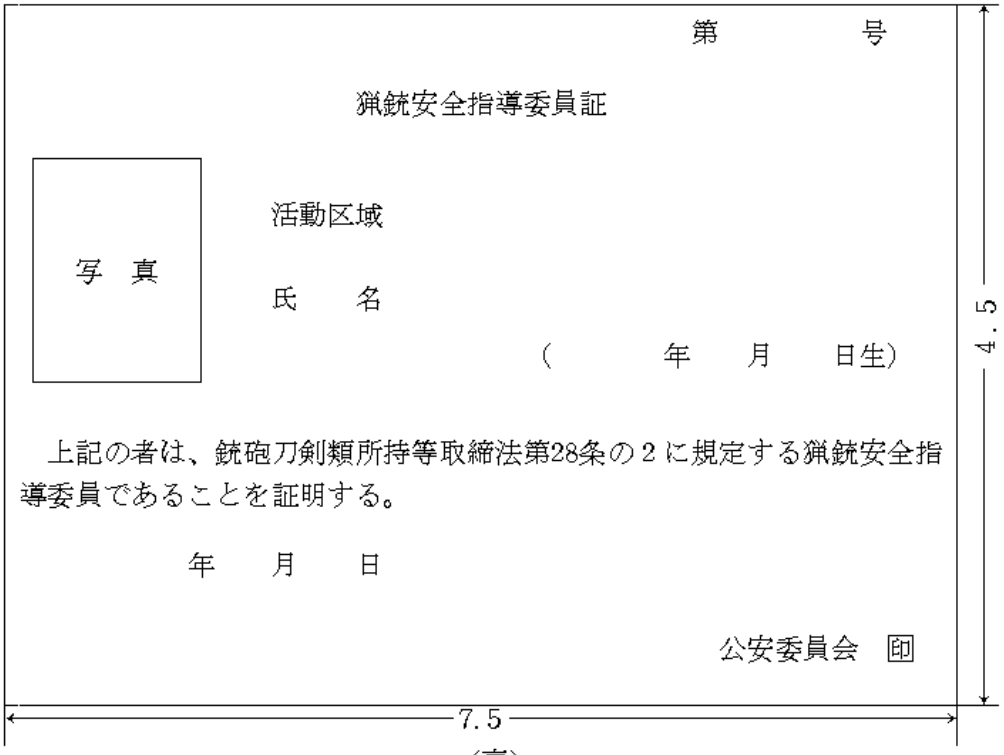
別記様式第１号（第６条関係）

（表）



（裏）

銃砲刀剣類所持等取締法（抜粋）

第28条の２　略

２　猟銃安全指導委員は、次に掲げる職務を行う。

一　第４条第１項第１号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者に対し、当該猟銃の所持及び使用による危害を防止するために必要な助言を行うこと。

二　警察職員が第13条の規定により行う猟銃の検査に関し、銃身長の測定その他の技術的事項についての協力を行うこと。

三　猟銃の所持及び使用による危害を防止するための民間団体の活動への協力を行うこと。

四　前３号に掲げるもののほか、猟銃の所持及び使用による危害を防止するための活動で国家公安委員会規則で定めるものを行うこと。

３～８　略

猟銃安全指導委員規則（抜粋）

第６条　猟銃安全指導委員は、その活動を行うに当たっては、別記様式第１号の猟銃安全指導委員証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

２　略

備考　図示の長さの単位は、センチメートルとする。